福島県立大笹生支援学校

I 学校教育目標

1 教育目標

児童生徒一人一人の自立と社会参加を目指し、たくましい生活力と心豊かな人間の育成を図る。

- ◎ 明るく元気な子ども
- ◎ 進んで学習する子ども
- ◎ 仲よくがんばる子ども

2 重点目標

以下の3観点について各部、各学部において実践事項を設定し、組織的・計画的に取り組む。

- (1) 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた地域・家庭との連携・協働 キャリア教育の充実に向けて地域の人的・物的資源を活用し、社会との連携・協働を図りながら教育 活動を計画・実施する。
- (2) 資質・能力の育成に向けたカリキュラム・マネジメントの推進
 - ① 各教科等を横断的な相互の関係で捉えながら学習活動を編成するとともに、よりよい指導体制を工夫する。
 - ② 教育課程の編成、実施、評価、改善をサイクルとして行い、組織的に検討を進める。
- (3) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の充実
 - ① 主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を進める。
 - ② 教員の資質向上に取り組み、指導の工夫に努める。

Ⅱ 小学部

1 学部目標

- 元気な子ども
- 楽しく学習する子ども
- 仲よく遊ぶ子ども

2 教育課程編成上の方針

- (1) 教育課程編成の基本方針
 - ア 法令及び学習指導要領を基準として、人間として調和のとれた児童の育成を目指し、児童一人一人の 障がいの状態及び発達の段階や特性並びに地域や学校の実態を考慮し、「生きる力」を育む適切な教育 課程を編成する。
 - イ 児童一人一人の発達の過程や経験を重視し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、自ら学び自ら考える力の育成と児童それぞれの個性や特性が生かせるような弾力的な教育課程の編成に努める。
 - ウ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、児童が地域社会の中で資質・能力を育むことができるよう、系統的な校外学習を実施するとともに、家庭及び地域社会との連携を深め、障がいの正しい理解と認識が得られるようにする。好ましい人間関係と社会性を育てるために、地域や児童の居住地の小学校との交流及び共同学習を計画的に実施する。加えて「ふくしま教育週間」等の中で「太陽祭」や授業公開等を設定し、更に家庭や地域とのふれあいが図れるような教育課程を編成する。
 - エ 障がいの重度・重複化、多様化に対応するために、教育課程を通常の学級、重複障がい学級A、重複 障がい学級B、重複障がい学級C、訪問学級の5つに分けて編成する。なお、重複障がい学級B、重複

障がい学級Cは肢体不自由を併せ有する児童を対象とする。

- オ 肢体不自由の障がい特性による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする教育活動が展開できるよう教育課程を編成する。
- カ 家庭及び就学前の関係機関との連携を図り、一貫性のある段階的な指導ができるように配慮する。
- キ キャリア教育の視点を踏まえ、人とのやりとりや関わりを基盤とし、児童一人一人が主体的に取り組めるような教育活動が展開できるよう教育課程を編成する。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い
 - ア 日常生活における基本的生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、他者とかかわる中で人間関係を 育てるとともに、安全面に配慮しながら自然体験活動などの豊かな体験を通して内面に根ざした道徳的 心情の育成を図る。
 - イ 実施に当たっては、通常の学級(1学年から4学年)及び重複障がい学級においては、各教科及び各 教科等を合わせた指導等で道徳教育の目標を達成するように努める。通常の学級(5学年及び6学年) においては、特別の教科 道徳(以下 道徳科)の時間の指導を要としつつ、学校教育全体で道徳教育 の目標を達成するよう努める。
 - ウ 内容の指導に当たっては、個々の児童の障がいの状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、 指導内容を具体化し、年間指導計画及び個別の指導計画の中に位置付けて行うようにする。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて行う体育・健康の取扱い
 - ア 生活リズムの安定を図りながら、日常生活に必要な基本の動きを発達の段階に応じて培い、体力の向上及び安全に関する知識の理解や、健康の保持増進を図るために、教育活動全体を通じて体育・健康に関する活動を積極的に行えるようにする。
 - イ 防災教育については、各教科や特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導などとの調整を図り、 防災教育に関する事項を学校防災計画や各種指導計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて指導する。
 - ウ 性に関する指導については、児童の実態を踏まえ、性に関する教育の全体計画に基づき、体育や各教 科等を合わせた指導、自立活動と関連させながら個に応じて段階的に指導する。
 - エ 食育の推進については、肥満傾向の児童の増加による健康課題の対応や健康的な食習慣の基礎が培われるよう全体計画に基づいて、各教科等を合わせた指導、自立活動及び学校給食等の中で適切に指導を行う。
- (4) 学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の取扱い
 - ア 各教科及び各教科等を合わせた指導との関連を保ちながら、障がいによる学習上又は生活上の困難を 改善・克服し、社会に参加する資質を養うために、個別の指導計画を基にした具体的目標を設定し適切 に指導を行う。
 - イ 摂食指導を必要とする児童については、医師等の専門的な知識を有する者や保護者との連携を図り、 指導の充実に努める。
 - ウ 医療的ケアを必要とする児童の「健康の保持」の内容については、看護師等の専門的な知識・技能を 有する者と連携して、具体的な配慮をしながら指導を行う。
- (5) 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い
 - ア 障がいの状態により特に必要がある場合

障がいの状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、特別活動の目標及び内容に関する 事項の一部に替えて、自立活動の指導を行うよう教育課程を編成する。

イ 訪問教育の場合

障がいのため、通学して教育を受けることが困難な児童については、教員を家庭に派遣し自立活動を主とした教育課程を編成する。

(6) 当該年度に改善又は努力する事項

年間指導計画を活用し改善・工夫を図りながら、小学部6年間や卒業後の学習及び生活を見据えて、 各教科等の指導内容を計画的に単元・題材に位置付け、資質・能力の三つの柱のバランスを考えた授業 づくりに努める。

(7) その他必要な事項

- ア 学校教育法施行規則に規定されている教育課程の取扱いに該当する事項の編成方針
 - ・ 通常の学級においては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」で編成する。
 - ・ 重複障がい学級Aにおいては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」 「遊びの指導(1学年)」で編成する。
 - ・ 重複障がい学級Bにおいては、自立活動と各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」「遊びの指導(1学年)」で編成する。
 - ・ 重複障がい学級Cにおいては、自立活動と各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」「遊びの指導(1学年)」で編成する。
- イ 本県における放射線教育の重要性を踏まえ、放射線等の基礎的な理解や健康で安全な生活を送ろうとする意欲と態度を育てるために、文部科学省の副読本及び福島県教育委員会の指導資料等を参考にしつつ児童の実態に即した教材の工夫をし、学校全体で組織的、計画的に取り組むようにする。

ウその他

- ・ 5月25日(月)は、学校創立記念日であるため、休業日とする。
- ・ 7月4日(土)に授業参観を実施し、7月6日(月)を振替休業日とする。
- ・ 9月11日(金)に宮城県仙台市方面に6学年の修学旅行を実施する。
- ・ 10月24日(土)に太陽祭を実施し、10月26日(月)を振替休業日とする。
- ・ 3月3日(水)は、高等部前期入学者選抜実施日のため、休業日とする。

3 授業日数及び授業時数

(1) 年間授業日数 (訪問学級は除く)

| 学期 | 第1学年 | 第2~5学年 | 第6学年 | 備考 |
|------|------|--------|------|------------|
| 第1学期 | 71日 | 71日 | 71日 | |
| 第2学期 | 83日 | 83日 | 83日 | |
| 第3学期 | 49日 | 49日 | 42日 | 3/12卒業式のため |
| 計 | 203日 | 203日 | 196日 | |

- (2) 年間授業時数 (別表)
- (3) 1 単位時間 4 5 分
 - ・ 1単位時間については、児童の学習ペース、活動内容等を考慮して弾力的に扱う。
 - 通常の学級は、給食前20分、下校前25分を日常生活の指導として帯状に設定する。
 - ・ 重複障がい学級A、重複障がい学級B、重複障がい学級Cは、日常生活の指導を給食前20分に設定し給食指導を行う。加えて下校前25分を日常生活の指導として帯状に設定する。

4 教育課程実施上の方針

○ 通常の学級における教育課程実施上の方針

(1) 各教科

学校教育法施行規則第126条第2項を踏まえ、生活、国語、算数、音楽、体育、図画工作を取り扱う。 ただし、国語、算数、音楽、体育については、一部を合わせて指導を行う。また、生活、図画工作については、全部を合わせて指導を行う。

系統的な指導を行うため、1 学年から6 学年においては、国語、算数、3 学年から6 学年においては、 音楽、体育の教科別の指導を設定し、日常生活の指導、生活単元学習との関連の基に、実際の生活に役立てられるように指導を行う。

国語

日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに(知識及び技能)、身近な教師や

友達の話を聞いたり、自分の思いを言葉や文字などで表したりしながら伝え合う力を養い(思考力、判断力、表現力等)、学習や生活に自ら活用しようとする態度を育てる(学びに向かう力、 人間性等)。

国語の目標及び内容については、主に2段階から3段階を取り扱う。国語の目標を達成する ために、次の点を重視し指導する。

- 【1・2学年】読み聞かせや教師の話しかけを通して、日常生活に必要な言葉や文字を理解することを重視する。
- 【3・4学年】習得した言葉や文字を使って、自分が体験したことや自分の思いを分かりやすく伝えることを重視する。
- 【5・6学年】言葉で伝え合う力を身に付けさせるために、相手を意識して聞いたり、話したりすることを重視する。

算数

日常生活に必要な数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き理解し、 日常の事象を数量や図形に着目して処理する技能を身につけ(知識及び技能)、数学的な表現を用いて事象を表し(思考力、判断力、表現力等)、学習や生活に自ら活用しようとする態度を育てる(学びに向かう力、人間性等)。

算数の目標及び内容については、主に2段階から3段階を取り扱う。算数の目標を達成するために、次の点を重視し指導する。

- 【1・2学年】具体的な場面や操作活動を通して、10までの数概念や数の表し方などの数量の基礎的・基本的な知識及び技能の習得を重視する。
- 【3・4学年】加法・減法の意味についての理解などの計算上の意味を理解し、学習や生活で生か すことを重視する。
- 【5・6学年】複数の領域間の指導を関連させ、算数で学んだことを他の学習や生活に生かすこと を重視する。

音楽

音や音楽に合わせた身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりに必要な技能を身につけ(知識及び技能)、 感じたことを表現したり、音や音楽の楽しさを味わって聴いたりしながら(思考力、判断力、表現力等)、身の回りの様々な音楽に親しむ態度を育てる(学びに向かう力、人間性等)。

音楽の目標及び内容については、主に2段階から3段階を取り扱う。音楽の目標を達成するために、次の点を重視し指導する。

- 【3・4学年】教師や友達と一緒に音楽活動を楽しむ中で、曲の特徴的なリズムや旋律に気付いたり、楽器の音色の違いを意識したりして、表現できることを重視する。
- 【5・6学年】協働して音楽活動に取り組む中で、曲の雰囲気と速さや強弱との関わりに気付き、 自分だけでなく教師や友達の音を聴きながら、思いをもって歌ったり、演奏したり できることを重視する。

体育

基本的な運動の行い方や身近な生活における健康について知るとともに(知識及び技能)、 感じたことを表現したり、気付いたことを他者に伝えたりしながら(思考力、判断力、表現力等)、 きまりを守り、安全に楽しく運動したり、健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を育てる (学びに向かう力、人間性等)。

体育の目標及び内容については、主に2段階から3段階を取り扱う。体育の目標を達成するために、次の点を重視し指導する。

- 【3・4学年】体つくり運動や器械・器具を使っての運動を通して、健康の保持増進と体力の向上を図ることを重視する。
- 【5・6学年】ボールを使った運動やゲーム、走・跳の運動を通して、基本的な運動を楽しみながら、きまりを守ることを重視する。また、保健の内容を学ぶことを通して、健康に必要な事柄について理解し、自ら行うことを重視する。

(2) 特別の教科道徳

- ア 道徳的心情を養うとともに経験の拡充を図り、日常の生活の中で道徳的判断や行動ができるように指導を行う。
- イ 各教科、外国語活動、特別活動、自立活動及び各教科等を合わせた指導との関連を密にしながら、体験的な活動の中で道徳的心情を養う。
- ウ 5学年及び6学年においては、時間における指導を年間20時間計画し実施する。

(3) 特別活動

- ア 学年や学級、学部および学校全体での合同の活動を工夫し、集団活動を通して、その一員としての自 覚やよりよい生活を築こうとする主体的・実践的な態度を育てる。特に、キャリア発達を促すため、集 団活動における自分の役割を果たすために必要なことを理解し、責任をもって主体的に行動することが できるよう指導を行う。
- イ 地域の小学校(大笹生小学校)や、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、 組織的に設け、社会性を養う。大笹生小学校との交流及び共同学習は、3、4、5学年を対象とし、実 施する。児童の居住地の小学校との交流及び共同学習は、3、5学年を対象とする。
- ウ 4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童が興味・関心を基に自主的・自発的に 取り組みやすい活動内容が展開できるようにする。(年間20時間計画し、年間総授業時数には含めな い。)
- エ 学級活動については、日常生活の指導等において、児童の実態に応じた指導を行う。特に、折り合いを付けて集団としての意見をまとめることの大切さを理解したり、合意形成を図っていくための手順や 方法等を身に付けたりすることができるよう指導を行う。
- オ 学校行事については、生活単元学習等との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して望ましい人間関係を作りながら集団への所属感を高める。また、児童の障がいの実態や程度を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

- ア 児童一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、各教科及び道徳科、特別活動、外国語活動の中で配慮するとともに、各教科等を合わせた指導において指導を行う。
- イ 児童一人一人の発達の段階や特性等に応じ、指導目標及び具体的な内容を明確にして、長期的及び短期的な観点の基に系統的・段階的指導に努める。

(5) 外国語活動 (6 学年)

外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の違いに気付いたり(知識及び技能)、簡単なあいさつや自分の気持ちを伝えたりしながら(思考力・判断力・表現力等)、積極的に外国語やジェスチャーを用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う(学びに向かう力、人間性等)。 7月、12月にそれぞれ6時間ずつ実施する。

(6) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活の充実を図るため、生活科の内容だけでなく各教科等にかかわる基本的生活習慣や集団 生活に必要な内容を生活の流れに沿って指導する。
- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じ、生活環境を整え、個に応じた配慮をしながら身辺処理能力を 高め、自立した行動がとれるような指導に努める。

イ 生活単元学習

- ・ 児童の興味・関心を考慮しながら、生活に基づく学習内容を設定し、個や集団に応じた適切な支援 に努めることで、目的や見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 児童の実態に応じた体験的な活動を重視し、活動内容や方法を工夫しながら単元を展開することで、 身に付けた力を生活に生かすことができるようにする。
- ・ 1学年においては、遊びの内容で構成した単元を取り入れながら指導を行うことで、幼児期における遊びを通した総合的な学びとの関連を図りつつ、興味・関心を広げ、他者との関わりを促すことが

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針(重複障がい学級A)

(1) 各教科

学校教育法施行規則第126条第2項を踏まえ、生活、国語、算数、音楽、体育、図画工作を取り扱う。 ただし、国語、算数については、一部を合わせて指導を行う。また、生活、音楽、体育、図画工作については、全部を合わせて指導を行う。

児童の実態や発達の段階を考慮しつつ、系統的な指導を展開するため、国語、算数の教科別の指導を 設定し、各教科等を合わせた指導の形態と関連づけ、個別的な指導も取り入れて指導を行う。

国語

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な身近な言葉を身に付けるとともに(知識及び技能)、言葉が表す事柄を想起したり、人との関わりの中で用いたりして(思考力、判断力、表現力等)、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる(学びに向かう力、人間性等)。

算数

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き(知識及び技能)、具体的な操作を用いて事象を表現し(思考力、判断力、表現力等)、数学的活動の楽しさに気付き、興味・関心をもち、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる(学びに向かう力、人間性等)。

(2) 特別の教科道徳

ア 道徳的心情を養うとともに経験の拡充を図り、日常生活の中で道徳的判断や行動ができるように具体的な場面で適宜、指導を行う。

イ 各教科、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で道徳的心情を 養う。

(3) 特別活動

- ア 経験を広め、豊かな人間関係を育てるため、学年や学級合同、学部全体での集団活動を充実させる。 特に、キャリア発達を促すため、集団活動における自分の役割を果たすことを目指し、主体的に行動す ることができるよう指導を行う。
- イ 地域の小学校(大笹生小学校)や、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、 組織的に設ける。大笹生小学校との交流及び共同学習は、3、4、5学年を対象とし、実施する。児童 の居住地の小学校との交流及び共同学習は、3、5学年を対象とする。
- ウ 4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童の実態を考慮した内容や集団の構成を 行い、興味・関心を基に自主的な活動を促す。(年間20時間計画し、年間総授業時数には 含めない。)
- エ 学級活動については、日常生活の指導等において、児童の実態に応じた指導を行う。
- オ 学校行事については、生活単元学習等との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して集団への所属感を高める。また、児童の障がいの状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

- ア 児童一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、各教科及び道徳科、特別活動において配慮するとともに、各教科等を合わせた指導において指導を行う。
- イ 児童一人一人の障がいの状態や発達の段階及び経験の程度等に応じ、指導目標及び具体的な内容を明確にして、長期的及び短期的な観点の基に系統的・段階的指導を行う。
- ウ 障がいの状態に応じ、自ら取り組もうとする意欲を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。

(5) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

・ 日常生活の充実を図るため、基本的生活習慣や集団生活に必要な内容を生活の流れに沿って指導を

行う。

- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じた身辺処理能力を高め、一人で行える動作を増やすようにしていく。
- ・ 日常生活の充実が図られるよう、児童一人一人の課題を明確にし、学習形態を工夫しながら継続的・ 段階的に個に応じた指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 児童の興味・関心を考慮した体験的な活動の中で、学習活動や内容を理解し、見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に 生かすことができるようにする。

ウ 遊びの指導(1学年)

・ 児童の興味・関心を考慮した遊びの中で、主体的に活動に取り組む姿を引き出し、他者との関わり を促すことができるようにする。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針(重複障がい学級B)

(1) 各教科

学校教育法施行規則第126条第2項を踏まえ、生活、国語、算数、音楽、体育、図画工作を取り扱う。 ただし、国語、算数については、一部を合わせて指導を行う。また、生活、音楽、体育、図画工作については、全部を合わせて指導を行う。

児童の実態や発達の段階を考慮しつつ、系統的な指導を展開するため、国語、算数の教科別の指導を 設定し、各教科等を合わせた指導の形態と関連づけ、個別的な指導も取り入れて指導を行う。

国語

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な身近な言葉を身に付けるとともに(知識及び技能)、言葉が表す事柄を想起したり、人との関わりの中で用いたりして(思考力、判断力、表現力等)、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる(学びに向かう力、人間性等)。

算数

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き(知識及び技能)、具体的な操作を用いて事象を表現し、(思考力、判断力、表現力等)、数学的活動の楽しさに気付き、興味・関心をもち、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる(学びに向かう力、人間性等)。

(2) 特別の教科道徳

ア 道徳的心情を養うとともに経験の拡充を図り、日常生活の中で道徳的判断や行動ができるように具体 的な場面で適宜、指導を行う。

イ 各教科、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で道徳的心情を 養う。

(3) 特別活動

- ア 経験を広め、豊かな人間関係を育てるため、学年や学級合同、学部全体での集団活動を充実させる。 特に、キャリア発達を促すため、集団活動における自分の役割を果たすことを目指し、主体的に行動することができるよう指導を行う。
- イ 地域の小学校(大笹生小学校)や、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、 組織的に設け、社会性を養う。大笹生小学校との交流及び共同学習は、3、4、5学年を対象とし、実施する。児童の居住地の小学校との交流及び共同学習は、3、5学年を対象とする。
- ウ 4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童の実態を考慮した内容や集団の構成を 行い、興味・関心を基に自主的な活動を促す。(年間20時間計画し、年間総授業時数には含めない。)
- エ 学級活動については、日常生活の指導等において、児童の実態に応じた指導を行う。
- オ 学校行事については、生活単元学習等との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して集団への所属感を高める。また、児童の障がいの状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

- ア 児童一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、各教科、道徳科、特別活動において配慮するとともに、自立活動の時間における指導を中心としつ つ、各教科等を合わせた指導において指導を行う。
- イ 児童一人一人の障がいの状態や発達の段階及び経験の程度等に応じ、指導目標及び具体的な内容を明確にして、長期的及び短期的な観点の基に系統的・段階的指導に努める。
- ウ 障がいの状態に応じ、自ら取り組もうとする意欲を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、水治訓練室での活動を継続的・ 段階的に行うことにより、心身のリラクゼーション及び身体的機能の向上を図る。
- エ 摂食機能の発達を促すための指導方法や内容を工夫し、関わりの基礎を培いながら継続的に指導を行 うことにより、摂食機能の向上を図る。
- オ 障がいの状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。

(5) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活の充実を図るため、基本的生活習慣や集団生活に必要な内容を生活の流れに沿って指導を 行う。
- 障がいの状態及び発達の段階に応じた身辺処理能力を高め、できる動作を増やすようにしていく。
- ・ 日常生活の充実が図られるよう、児童一人一人の課題を明確にし、学習形態を工夫しながら、継続 的・段階的に個に応じた指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 児童の興味・関心を考慮した体験的な活動の中で、学習活動や内容を理解し、自己の身体的機能を 生かしながら、見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に 生かすことができるようにする。

ウ 遊びの指導(1学年)

・ 児童の興味・関心を考慮した遊びの中で、主体的に活動に取り組む姿を引き出し、他者との関わり を促すことができるようにする。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針(重複障がい学級C)

(1) 各教科

学校教育法施行規則第126条第2項を踏まえ、生活、国語、算数、音楽、体育、図画工作を取り扱う。 ただし、生活、国語、算数、音楽、体育、図画工作については、全部を合わせて指導を行う。

児童の実態や発達の状況に応じた学習を総合的に展開するため、各教科等を合わせた指導の形態を組織し、個別的な指導も取り入れて指導を行う。

(2) 特別の教科道徳

- ア 基本的生活習慣の確立を図り、体験的な活動を通して経験を広げたり、豊かな心で生活したりできるように指導を行う。
- イ 特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で道徳的心情を養う。

(3) 特別活動

- ア 経験を広め、豊かな人間関係を育てるため、学年や学級合同、学部全体での集団活動を活発にする。 特に、キャリア発達を促すため、興味・関心を広げ集団活動への意識を高めつつ、主体的に外界に働き かけることができるよう指導を行う。
- イ 地域の小学校(大笹生小学校)や、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、 組織的に設け、社会性を養う。大笹生小学校との交流及び共同学習は、3、4、5学年を対象とし、実施する。児童の居住地の小学校との交流及び共同学習は、3、5学年を対象とする。
- ウ 4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童の実態を考慮した内容や集団の構成を

行い、興味・関心を基に主体的な活動を促す。(年間20時間計画し、年間総授業時数には含めない。)

- エ 学級活動については、日常生活の指導等において、児童の実態に応じた指導を行う。
- オ 学校行事については、自立活動、生活単元学習、遊びの指導との関連において学校生活の充実を図り、 体験的な活動を通して望ましい人間関係を作りながら集団への所属感を高める。また、児童の障がいの 状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

- ア 児童一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、道徳科、特別活動において配慮するとともに、自立活動の時間における指導を中心としつつ、各教科等を合わせた指導において指導を行う。
- イ 児童一人一人の障がいの状態や発達の段階及び経験の程度等に応じ、指導目標及び具体的な内容を明確にして、長期的及び短期的な観点の基に系統的・段階的指導に努める。
- ウ 障がいの状態に応じ、外界への自発的行動を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について 指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、水治訓練室での活動を継続的・段階 的に行うことにより、心身のリラクゼーション及び身体的機能の向上を図る。
- エ 摂食機能の発達を促すための指導方法や内容を工夫し、関わりの基礎を培いながら継続的に指導を行 うことにより、摂食機能の向上を図る。
- オ 障がいの状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。

(5) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活の充実を図るため、基本的生活習慣や集団生活に必要な内容を働きかけに応じて行えるよう指導する。
- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じた身辺処理能力を高め、できる動作を増やすようにしていく。
- ・ 日常生活の充実が図られるように、児童一人一人の課題を明確にし、学習形態を工夫しながら、継続的・段階的に個に応じた指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 児童の興味・関心を考慮した体験的な活動の中で、学習活動や内容を理解し、見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に 生かすことができるようにする。
- ウ 遊びの指導(1学年)

児童の興味・関心を考慮した遊びの中で、探索活動及び身体活動を引き出し、外界の事物・事象に主体的に働きかけることができるようにする。

○ 訪問学級における教育課程実施上の方針

- (1) 自立活動を主とした指導
 - ア 適切な支援の基に、生活のリズムを整えながら、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善 に努める。
 - イ 全人的な発達を促すために必要な基本的指導内容を、児童一人一人の実態に応じ、指導目標及び具体的な内容を設定し指導の積み上げを大切にする。
 - ウ 障がいの状態に応じ、外界への自発的行動を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について 指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、姿勢保持や身体の運動、動作の改善 及び習得について個別的な指導の充実を図る。
 - エ 障がいの状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。

(2) 特別の教科道徳

自立活動との関連を図り、本人の快・不快を推測しながら指導を行うことで、教師への信頼感を育む

ことができるようにする。

(3) 特別活動

集団の雰囲気を味わうことで、人との関わりを広げることができるようにする。また、学校行事については、児童の健康状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 年間授業時数

家庭訪問教育の授業は、年間35週以上にわたり計画し、週当たり3回、1回120分程度、年間280時間を基準として、対象児童の実態に応じて適切に計画する。登校して学習が可能な児童に対しては、週1回程度のスクーリングを実施する。なお、児童一人一人の健康状態や実態に応じて弾力的に行う。